

ロシアにおける画像意匠の保護

西村あさひ法律事務所
(Nishimura & Asahi)

谷口 登
弁理士



西村あさひ法律事務所所属。1997年に弁理士登録をして以降、国内外の商標・意匠業務（模倣品対策も含む）に従事。2015年、2016年は日本弁理士会の意匠委員会副委員長、2017年は日本弁理士会の意匠委員会の委員長を歴任。「ロシア知的財産制度と実務」（商標・意匠部分を執筆 経済産業調査会）等の著書がある。

ロシアにおける意匠の保護対象は、物品の外観に関するデザイン（民法 1352 条 1 項）であるが、日本の意匠法上の「物品」とは異なり、グラフィカルユーザーインターフェース（GUI）も「物品」に含まれ、画像意匠自体が意匠の保護対象となり得る。米国や欧州と同様、画像が表示される物品の機能や操作に関係ない画像であっても、意匠特許の対象となっている。

1. 画像意匠の保護

(1) 意匠の特定方法

ロシアでは、画像を表示する物品全体や表示部も図面に表して保護を求める画像意匠を特定することも、画像のみを図面に表すことにより保護を求める画像意匠を特定することも可能である。

(a) 画像を表示する物品全体や表示部を図面に表して画像意匠を特定している具体例



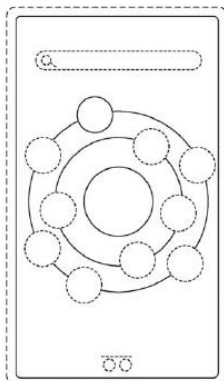
意匠特許番号：117278号

物品名：Mobile device with graphical user interface



意匠特許番号：116226号

物品名：Graphical user interface



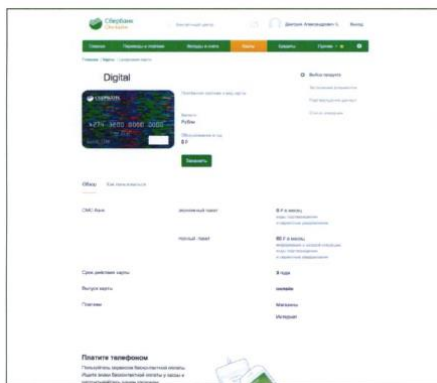
意匠特許番号：116050号

物品名：Graphical user interface for the display device

ロシアでは、画像を表示する物品も含め全体意匠として意匠特許を受けることも、物品に表示される画像部分のみを部分意匠として意匠特許を受けることもできる。また、画像の一部を部分意匠として意匠特許を受けることができる。部分意匠として意匠特許を受ける場合は、他の国と同様、保護を求める部分は実線で、それ以外の部分は破線で表すことにより、部分意匠として保護を求める部分を特定することが可能である。

また、画像を表示する物品全体や表示部を図面に表している場合、わが国のように物品名を画像を表示する物品の名称とすることはもちろんのこと、GUI 等の画像自体を物品名称とすることも可能である。

(b) 画像のみを図面に表すことにより画像意匠を特定している具体例



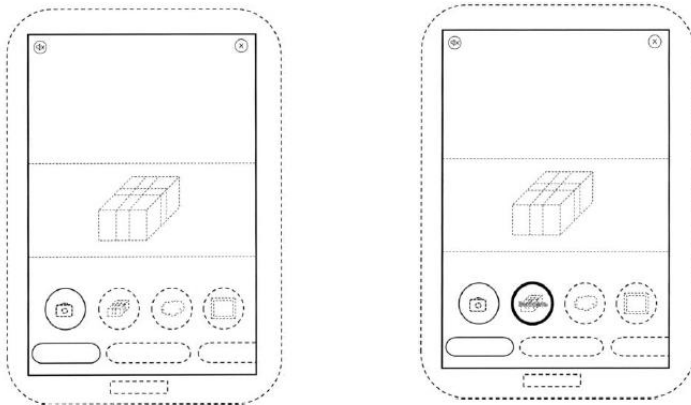
意匠特許番号：117081号

物品名：Web site design graphical user interface

上述のようにロシアでは、画像が表示される物品の機能や操作に関係ない画像であっても意匠特許を受けることができる。

(2) 複数意匠一出願により意匠特許が認められている具体例

複数の意匠の場合、各々の意匠の本質的特徴が共通し、単一の創作的概念を形成しているものと認められる場合には、バリエーションの複数の意匠として一つの意匠出願をすることができる（民法 1377 条 1 項）。



意匠特許番号:117178 号

物品名 : graphical interface of the mobile application for sending cards

(3) 複数の画像をセットとして意匠特許が認められている具体例

複数のウェブページ画像のセット（組物）として意匠特許を受けているものがある。



意匠特許番号 : 117179 号

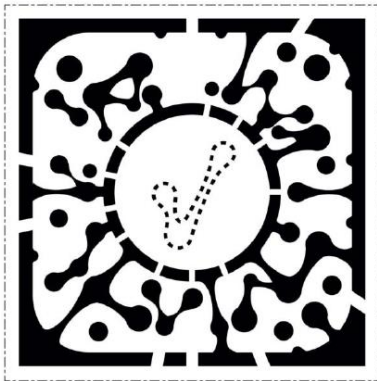
物品名 : Set of pages of a graphical user interface of a mobile application for financial transfers

複数の画像のセットの意匠は、変化の前後を一つの意匠として保護することを意図したものと思われるが、複数の画像のセットの意匠のみでは、当該セット中の一

つの画像が欠けた場合やセット中の一部のページ画像を他の画像に変更した場合、意匠特許権の効力が及ばなくなるおそれがある。したがって、セットを構成する各ウェブページの画像についても意匠特許を受けた方がより良い保護を受けることができると思われる。

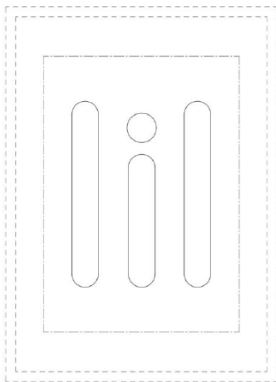
なお、上記意匠特許例からも明らかなように、セットの意匠の場合は、全体意匠としてはもちろんのこと、部分意匠としての保護を求めることが可能である点に留意すべきである。

(4) アイコン画像について意匠特許が認められている具体例



意匠特許番号：115791号

物品名：Icon for graphical user interface



意匠特許番号：114972号

物品名：Icon for GUI

わが国では意匠登録の対象とすることが困難な、画像の表示部全体を表さないアイコンのみの画像についても、ロシアでは意匠特許を受けることができる。

2. 画像意匠に関する意匠特許権の効力

(1) 物品との関係

意匠特許権の効力の及ぶ範囲は、意匠特許に係る物品の用途が類似するものに限られる（民法 1358 条 4 項）。ロシアでは上述のように GUI 等の画像も物品に該当するため、「Graphical user interface」、「Icon for graphical interface」など、画像自体を意匠特許に係る物品として意匠特許を受ければ、当該画像が表示されるあらゆる物品に意匠特許権の効力が及ぶと解される。

しかし、意匠特許に係る物品を「Mobile device with graphical user interface」のように画像が表示される物品とした場合には、物品の用途の解釈にもよるが、画像自体は共通しても画像が表示される物品によっては、画像意匠の意匠権の効力が及ばない可能性もあり得る。

したがって、画像意匠について、より広い範囲で保護を受けるためには、意匠特許に係る物品は GUI 等の画像とした方が良い点に留意する必要がある。

(2) 実施行為との関係

意匠特許の効力は、特許を受けた意匠を利用する物品のロシアへの輸入または当該物品のロシアにおける製造、使用、販売、販売の申出等をする行為に及ぶ（民法 1358 条 2 項）。

有体物の物品の場合、販売により権利者は収益を得ることができるため、権利者にとって、第三者による無断販売の意匠特許権による規制が重要となってくるが、画像意匠の場合、GUI 等の画像自体を意匠特許に係る物品とした場合、画像自体の販売としては、例えば、企業から画像のデザイン制作委託を受けたデザイナーが納品をするような場合しか観念できず、その行為の規制の効果は、第三者による無断の製造のみの規制の場合と同程度しかない。

ただし、特許を受けた画像意匠が内蔵されたスマートフォン、タブレット等の端末の販売には権利の効力が及ぶため、当該端末の第三者による無断販売の阻止は可能である。

画像意匠の場合、ソフトウェアに意匠特許に係る画像が組み込まれているものが販売され当該ソフトウェアが使用された場合やウェブ上において当該画像が使用された場合にユーザーの目に触れることになり、画像意匠の価値が発揮される状態に置かれることになる。

しかし、ロシアでもわが国と同様、私的目的での実施に対しては意匠特許権の効力は及ばない（民法 1359 条 4 号）。意匠特許を受けた画像意匠がウェブ上で使用されている場合は、当該ウェブが商業目的で利用されている限り、意匠権の効力が及び、第三者による無断使用を規制できるが、個人のブログで使用されている場合は、私的目的で当該画像が使用されている限り、権利の効力が及ばない。

また、ソフトウェアに当該画像が組み込まれている場合、ソフトウェア自体は「物品」に該当しないと解釈される可能性があり、当該ソフトウェアの販売に権利の効力が及ばない可能性もある。また、たとえソフトウェアが物品に該当するとしても、当該画像が組み込まれたソフトウェアが私的に使用されているに過ぎない場合は、意匠特許権の効力が及ばない、という問題がある。

ソース：

ロシア民法典第 4 部

JETRO 模倣対策マニュアル・ロシア編（2016 年 3 月）

ロシア知的財産制度と実務（黒瀬雅志編著 経済産業調査会）

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）